

県庁舎キッチンカー出店仕様書

1 目的

県庁舎に勤務する職員のワークエンゲージメント向上を目的とする。

2 出店場所

埼玉県庁 本庁舎及び第二庁舎敷地内指定箇所（別添「位置図」参照）

所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1

出店営業可能面積 1箇所あたり 16.0 m²×2か所 = 32.0 m²
（車両面積及び看板設置等営業に必要な面積を含む）

3 出店営業期間（使用許可期間）

令和8年9月1日（予定）から令和9年3月31日の間の開庁日

（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める休日を除く平日）

※ 事業者の準備状況を踏まえ、県担当者と協議の上、出店開始時期を決定する。

※ 事業者の運営実績が良好と認められる場合は、甲は1年度を限度に使用許可を更新できるものとする。

4 業務内容

開庁日に、上記「2 出店場所」で指定された場所において、キッチンカーの出店を手配し、飲食物の提供をするもの。

なお、業務の履行に際し、以下の条件を満たすこととする。

(ア) キッチンカーとは、車内に厨房設備を備えているものとし、車内で調理したものを提供するものとする。また、テイクアウトのみの営業とする。

(イ) 電気、ガス、水道については、すべて自車で賄えるものとする。

(ウ) 営業可能時間は、平日9時00分から17時00分までとし、設置から撤去までをこの時間内に完了することとする。なお、設置と撤去にかかる時間を除き毎日2時間以上の営業時間を確保するものとする。

(エ) 販売メニューは事業者の提案によるものとする。

なお、提供する飲食物については昼食を想定したものに限定せず、軽食やカフェメニュー（飲料）も可能とする。ただし、アルコール類は除く。

(オ) メニュー構成の決定にあたり、常に同じキッチンカーであることを要しない。

(カ) 価格について上限は定めないが、日常の昼食として手頃な価格帯とするよう努めるものとする。

(キ) 決済方法については、キャッシュレス決済への対応を可能とすること。

- (ク) キッチンカー出店者は、管轄する保健所において、埼玉県で営業できる営業許可および食品衛生責任者等の資格等、出店に必要な許可を有するものとする。

5 出店にかかるその他の条件

- (1) 事業者はあらかじめキッチンカー出店者の情報（販売メニュー等）、出店予定表を月初の1週間前までに提出すること。
- (2) 事業者側の事情により開庁日に営業しない場合は、営業しない日の1週間前までに県と協議の上、許可を受けること。
また、県庁内での行事等の都合により、開庁日であっても県からの営業の中止を申し入れる場合がある。その場合は、原則として2か月前までに事業者に申し入れることとする。
なお、災害対応など緊急性のある事情によって営業の中止を申し入れる場合はこの限りではない。
- (3) 出店場所については、契約後、事業者と県担当者の協議により変更することができる。
その場合は、原則2か月前までに県担当者に通知することとする。
- (4) キッチンカー出店に際し設置する看板等については、転倒防止措置等の十分な安全対策を講じること。
- (5) キッチンカー出店者は、出店にあたり県庁敷地内における新たな設備等の設置や既存設備の変更をすることはできない。
また、事業者が県の建物及び設備等を損傷した場合は、事業者負担で原状回復すること。
- (6) キッチンカーの出店に際し、庁舎施設等に破損、汚損をしないように十分対策を講じること。また、万が一破損、汚損が生じた場合は速やかに職員に申し出ること。
- (7) キッチンカーの運営に係る苦情等が発生した場合は、仲介業者が責任を持って対応すること。
- (8) 雨天荒天や県の都合により、やむを得ず中止となる場合の補償等については、県は一切の責任を負わない。
- (9) 県庁構内に進入する際は、県庁利用者等の通行を最優先とし、徐行での走行とすること。
- (10) 出店により発生した、排水や廃棄物については、持ち帰り、法令を遵守し適正に処分すること。
- (11) 事業者の負担する費用等

①行政財産使用料

②その他キッチンカーの出店営業に要する一切の経費

※県は、出店営業に係る金銭的な補助を一切行わない。

(12) 法令等の順守

①キッチンカーの出店に当たっては、関係法令及び規則等を遵守することとし、県有財産を使用した県職員のワークエンゲージメント向上及び来庁者の利便性向上の目的に相応しい営業に配慮し、最善の努力をすること。

なお、米トレーサビリティ法に基づき配布メニューや立て看板等に米飯類の産地を記載すること

(この法律に関する問い合わせ先：農産物安全課 048-830-4110)

②キッチンカーの出店調整に係る業務の一切を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。

また、使用許可された面積の一部又は全部を第三者に使用させ又は転貸、譲渡してはならない。

(13) SNS等でのPRについては、公序良俗に反しない内容とし、職員等が映り込まないように配慮すること。

また、ライブ配信等は調理の様子などキッチンカーの内部のみが映る形とし、来店者個人が特定できないように配慮すること。

(14) 出店中に集客目的でBGMを流す際は、著作権法や音源サービスの利用規約を遵守すること。

また、事務の妨害となるような騒音とならないよう、音量等については県担当者の指示に従うこと。